

三原市ふれあい安心電話設置事業受注者選定に係るプロポーザル募集要領

1 要旨

この事業は、在宅のひとり暮らし高齢者等の日常生活上の不安を軽減するとともに、急病、事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、もって高齢者等の福祉の増進に資することを目的としている。

業務の実績や履行状況を把握し、価格以外の要素である安全性や技術を考慮して選定する必要がある。業務の内容・性質から、競争性を確保するため、市物品調達等登録者名簿に登録された事業者を対象に、企画提案型公募(プロポーザル)により業者選定を実施し、提案業者の当該業務に関する知見、技能及び経験等を見極め、本業務に最も適した受注者を選定する。

2 業務の内容

(1) 業務名

三原市ふれあい安心電話設置事業

(2) 業務の内容

別添「三原市ふれあい安心電話設置事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和11年9月30日までとする。

3 参加資格要件

参加できる者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 三原市の令和6～8年度の物品調達等指名競争入札参加資格登録業者に記載があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令16条)第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。
- (3) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。
- (4) 参加申込日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

4 提案募集、選定スケジュール(予定)

	事 項	月 日
1	企画提案公募実施(ホームページ掲載)	令和8年6月4日(木)
2	質問書提出期限	令和8年6月11日(木)
3	参加申請書の提出期限	令和8年6月15日(月)
4	質問回答予定日(ホームページ掲載)	令和8年6月17日(水)
5	企画提案書等の提出期限	令和8年6月26日(金)
6	プレゼンテーション選考に係る案内通知	令和8年6月30日(火)
7	プレゼンテーション選考	令和8年7月上旬頃
8	選考結果の通知	令和8年7月中旬頃

5 提出書類

- (1) 参加申請書(別紙様式1) 1部
- (2) 見積書(別紙様式2) 1部
積算に当たり、次のことに留意すること。

ア 装置レンタル代（利用者負担分）を除いた月単価見積額（税込）を計上する。

（ア）固定型緊急通報装置（本体及びペンダント型発信装置）

月額単価の上限額は、1台当たり、1,318円（税込）とする。

（イ）携帯型緊急通報装置

月額単価の上限額は、1台当たり、1,731円（税込）とする。

イ 消費税額及び地方消費税額10%を含んだ金額を記載する。

ウ 上限額を超える提案は選考外とする。

【参考】令和7年度 三原市ふれあい安心電話設置事業実績

設置台数（令和8年3月末時点）	56台（内訳：固定型 42台 携帯型 14台）
新規設置台数	9台（内訳：固定型 7台 携帯型 2台）
廃止台数	23台（内訳：固定型 15台 携帯型 8台）
緊急通報件数	294件
うち、緊急搬送（正報）	5件
相談	148件
安否確認	1,314件

(3) 企画提案書（別紙様式3） 7部（内訳：正本1部、副本6部）

正本のみに代表者印の押印をすること。なお、企画提案書の作成費用等は提案者側の負担とする。提出書類の返却は行わない。

(4) 受託実績調書（別紙様式4） 1部

6 提出方法

(1) 提出期限・提出書類

ア 参加申し込み 提出期限：令和8年6月15日（月）17時00分まで【必着】

提出書類：5の(1)【様式1】

イ 企画提案書等 提出期限：令和8年6月26日（金）17時00分まで【必着】

提出書類：5の(2)、(3)、(4)【様式2、3、4】

(2) 提出先

本書に示す「11 資料提出及び問い合わせ先」に持参又は郵送すること。

※ 持参の場合、受付時間は、平日8時30分から17時00分までとする。

7 選定方法

公募型プロポーザル方式（価格面と技術面を総合的に評価し、受託候補者を決定する。）

(1) 提出された企画提案書類についてプレゼンテーションを実施し、別表の審査基準に基づき市職員で構成する事業者選定委員会において提案内容全般を総合的に評価し、合計点が最も高い参加希望者を受託候補者とし選定する。（※企画提案書提出事業者が5社を超える場合、書類による第一次審査を行う。）

(2) 採点の結果、同点となった場合は、選定委員会の合議により決定する。

(3) 審査の経緯・内容に関する問い合わせは一切回答しない。

8 審査結果の発表

審査結果については、企画提案書の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、受託候補者名について、

三原市ホームページへ掲載する。なお、選定の詳細についての問い合わせは、原則応じない。

9 質疑応答

(1) 提出方法

質問がある場合は、質問書（別紙様式5）において質問事項を箇条書きで記載し、本書に示す「11 資料提出及び問い合わせ先」に記載のアドレスへ電子メールで提出し、必ず高齢者福祉課に電話で受信確認をすること。

(2) 提出期限

令和8年6月11日（木）17時00分まで【必着】

(3) 回答方法

三原市ホームページ上に掲載するとともに、質問者に対して掲載した旨を電子メールで連絡する。

10 その他

(1) 企画提案に関する費用は、提案者が負担する。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 提出書類は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。

(5) 参加申請書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面によりその旨を届け出ること。

(6) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、発注者に帰属する。

(7) 市が定める採点基準に満たない場合には失格とする。

(8) 契約手続きは、三原市契約規則（平成17年三原市規則第63号）による。

(9) 提出書類は、参加資格の確認に使用する。また、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）に基づく開示が実施されることがある。

11 資料提出及び問い合わせ先

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

三原市保健福祉部高齢者福祉課高齢者福祉係

電話 0848-67-6055

FAX 0848-64-2130

Eメール kaigo@city.mihara.hiroshima.jp

【別 表】

評価事項	評 価 内 容
1 提案事業者の概要 (10点)	提案事業者の概要 緊急通報システム事業の実績
2 使用装置に関する提案 (15点)	使用装置の使いやすさ、設置時の取扱説明 保守点検 設置、撤去、故障時の対応日数
3 受信センターについて (20点)	職員の勤務体制 利用者の情報管理 災害、停電発生時の対応（バックアップ体制） 職員に対する研修体制について
4 緊急通報時・相談時の対応 について (25点)	緊急通報受信時の対応 相談時の対応 苦情時の対応 災害時の対応 安否確認
5 個人情報保護について (5点)	個人情報保護対策
6 セールスポイント (5点)	特長や独自提案、その他セールスポイントについて
7 見積金額 (20点)	適正な価格であるか
合 計 点 数	